

川内クリーンセンター基幹的設備改良事業 実施方針策定の見通しについて

平成 27 年 10 月 20 日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「P F I 法」という。）第 15 条第 1 項及び P F I 法施行規則第 2 条の規定に準じ、下記のとおり公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
川内クリーンセンター基幹的設備改良事業	約 23 年	川内クリーンセンター基幹的設備改良事業に関する一連の業務	鹿児島県薩摩川内市小倉町 5104 番地	平成 28 年 2 月 (予定)